

# 食品汚染発生時に食品製造業者が実施すべき危機管理の概念枠組みの構築

— 大手食品事業者の危機管理システムの事例分析を手掛かりに —

京都大学大学院農学研究科 山本 祥平

## 1. 問題意識と研究課題

日本の社会において、食品企業による製品の汚染事故が、大きな懸念材料となって久しい。汚染事故による消費者への健康被害や、社会不安に鑑みれば、そもそもこのような汚染を生じさせないように努めることは、事業者課せられた重要な責務であろう。しかし、いかに緻密な予防措置を講じたとしても、食品の汚染を根絶させることはできない。したがって、食品安全管理の限界を超えて汚染事故が生じてしまったときに、消費者の被害を最小化する、すなわち、危機管理を実施することが、食品製造事業者のいまひとつの責務であると考えられる。

以上を踏まえれば、企業による食品安全上の危機管理について、その有効な実施方法のあり方を検討することには、研究としての意義を見出すことができる。しかし、これに関する研究の動向は、農業や食品産業の分野においても、ごく低調に留まっており、実施方法に関する理論はおろか、概念の定式化も十分になされていない状況にある。

そこで本研究では、企業の汚染事故への対応に資する理論構築の端緒として、食品安全にかかわる危機管理を講じる際に、食品製造業者が実施すべき必要作業について、概念枠組みを作成することを課題として設定した。

なお、本研究における、食品安全上の危機管理の定義は、「食品の不適合によって多数の人々に健康被害を与え得る事態の発生に備えて事前準備を行ない、また実際に発生した際にその被害を抑制し、かつ事後に適切な是正措置を講ずる一連の管理過程」である。

## 2. 課題への接近方法

### 1) 食品安全上の危機管理の仮説的な概念枠組みの作成

課題に関連する既存の文献資料は、海外の政府機関が発出した事業者向けの食品回収の指針や、国内の研究者によるいくつかの実務上の提言に留まる。まず本研究では、これらの資料のなかでも特に危機管理の包括的な手順を示している米国農務省食品安全検査局(FSIS)、カナダ食品検査庁(CFIA)、英国食品基準庁(FSA)による食品回収のガイドライン([1]、[2]、[3])、および新山[4]を中心に整理し、危機管理を構成する各作業を分類し、当該作業間の相互関係を明らかにした。その上で、相互に関係しあう5つの要素(危機発生探知、緊急事態対応、汚染様態特定調査、是正措置、事前準備)からなる、食品安全上の危機管理の仮説的な概念枠組みを構築した。

### 2) 各要素に含まれる必要作業項目の具体的な実施方法と事前準備の説述

つぎに、本研究では、既存の文献資料に依拠し、危機発生探知、緊急事態対応、汚染様態特定調査を構成する必要作業の実施方法について説述した。具体的には、以下に挙げる必要作業が検討の対象となる。第一の対象は、危機発生探知に含まれる「製品の不適合を示唆する情報の把握と担当部署への統合」、「緊急事態対応の必要性の判断」、「緊急事態対応を担うタスクフォースの招集」、「権限機関への通報と連携」である。第二は、緊急事態対応に含まれる「汚染製品の範囲の特定」、「必要な被害抑制措置の決定」、「回収・撤去の進捗状況の確認」、「回収・撤去した製品の管理と処分」である。第三は、汚染様態特定調査を構成する「汚

染物質、汚染源、汚染原因の特定」である。

さらに、本研究では、これらの必要作業を実施するための前提となる事前準備の内容についても整理を行なった。

### 3) 事例分析に基づく概念枠組みの妥当性の検討

最後に、本研究では、以上で議論した概念枠組みと、それを構成する必要作業項目の実施方法の妥当性を検討した。具体的には、国内の大手酒類製造事業者2社を危機管理体制構築の優良実践事例と位置付け、これらの企業を対象にヒアリング調査を実施した。その上で、調査対象企業の取組み内容と、本研究で仮定した概念枠組みや必要作業項目とを比較し、枠組みや作業方法の適合性と、改善点について考察した。

ヒアリング調査は、2010年1～2月にかけて行われた。調査対象については、関連する研究が少ないため、どの企業が優れた危機管理体制を有しているかについて、総合的な情報を得にくいことから、機縁法を用いて選択した。また、調査では、i) 事前に作成したヒアリング調査項目に沿って質問を行なうことに加え、ii) 概念枠組みに基づいて危機管理のフローチャートを作成し、調査対象者に配布し、自由な意見を求めた。この意見聴取の狙いは、事前の想定に偏したデータの取り落としを防ぐことにある。

## 3. 調査結果に基づく考察

### 1) 概念枠組み全体についての検討

本研究の概念枠組みに含まれる必要作業項目や、枠組みにおいて想定されていた作業間の相互関係の多くは、国内の優良事例の取組内容においても確認された。このことから、企業による有効な危機管理を実現するための一連の必要作業を捉える上で、当該の概念枠組みが一定の適合性を有していることが示唆された。

その一方で、本研究の枠組みでは、「製品回収を終了させるための意思決定」という重要な必要作業が、等閑視されていることも明らかとなったため、この項目を枠組みに付加した。

### 2) 必要作業項目の実施方法に関する検討

必要作業の実施方法については、事例分析を通じて、以下の知見が新たに示された。すなわち、製品の不適合に関する情報を品質保証部門に統合すると同時に、電子情報システム等の手段を用いて、関係部門間で当該の情報を共有することの重要性や、製品汚染の様態が判明しない事態を前提とした汚染製品の範囲の特定方法、事故情報を開示する際の指針となるべき考え方である。本研究では、これらの知見を取り込んで、概念枠組みに修正を施した。

## 4. 本研究の含意

本研究の学術的意義は、極めて端的ではあるが、今後の食品安全上の危機管理の必要作業に関する研究を秩序付けるための枠組みについて、一案を提起したことである。

また、本研究で構築した枠組みは、有効な危機管理を実現するための必要作業項目と、その具体的な実施方法を示したものである。本研究では、少数の事例を論拠として枠組みの適合性を検討し、かつ改善点を修正したため、これを容易に一般化することはできないものの、危機管理体制の整備を目指す食品製造業者に実践上の手掛かりを与え得ると考える。

## 参考文献

- [1] Food Safety and Inspection Service “FSIS Directive 8080.1 Revision 5”, 2008.
- [2] Canadian Food Inspection Agency “Food Recalls: Make a Plan and Action it! Manufacturers’ Guide” <http://www.inspection.gc.ca/english/fssa/recarapp/rap/mgguide.shtml>, 2007 (2011年5月1日確認)
- [3] Food Standard Agency “Principles for Preventing and Responding to Food Incidents: A Guidance Document Produced by the Food Standard Agency’s Taskforce in Incidents”, 2008.
- [4] 新山陽子「食品汚染事故にみる問題の構造と対応策—食品安全管理と緊急事態対応」『農業と経済』vol.74、No.11、昭和堂、2008、pp5-16。